

用途地域・特定用途制限地域の建築制限概要

建築物の用途概要		用途地域		特定用途制限地域	
○：建てられる用途 ▲：特別により建てる用造除去されるもの ×：建てられない用途		第1種低層住居専用地域	第2種住居専用地域	近隣工業専用地域	環境共生地帯地域
住宅	兼用住宅	60/200 60/200 60/200 60/200 60/200 60/200	60/200 60/200 60/200 60/200 60/200 60/200	70/200 70/200 70/200 70/200 70/200 70/200	▲①特例基準1-1,1-2に該当する場合に限り建築可能 ▲②特例基準1-1,2-3-4,3-5,3-7,3-8に該当する場合に限り建築可能
共同住宅・寄宿舎・下宿		○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
幼稚園・小学校・中等教育学校・高等学校	認定こども園（幼保連携型）	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
大学・高等専門学校・専修学校等	図書館等	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
神社・寺院・教会等	老人ホーム・保育所・福祉ホーム等	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
老人福祉センター・児童厚生施設等	病院	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
公衆浴場・診療所	個室付浴場業に係る公衆浴場・ヌードスタジオ等	×	×	×	×
ボーリング場・スケート場・スキーパー場・水泳場・ゴルフ練習場・バッティング練習場	マージャン屋・ぱちんこ屋・射的場・馬鹿投票券発売所等	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
カラオケボックス・ダンスホール等	一定の店舗・飲食店等で当該用途部分が2階以下かつ床面積の合計が200m未満	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
キヤバレー・料理店等	※風呂堂に該当する施設	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
劇場・演芸場・観覧場・ナイトクラブ等	一定の店舗・飲食店等で当該用途部分が2階以下かつ床面積の合計が500m以下	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
店舗・飲食店等	農業の利便増進に必要な店舗・飲食店等で当該用途部分が2階以下かつ床面積の合計が500m以下	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
上記以外の物品販売店舗・飲食店	上記以外の物品販売店舗・飲食店	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
店舗・飲食店・展示場・遊技場・勝馬投票券発売所で床面積の合計が10,000m ² を超える	上記以外の事務所等	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
事務所等	畜舎で床面積合計が15m ² を超える	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
巡回派出所・公衆電話所・その他公益施設等	農産物の生産・集荷・処理又は貯蔵施設等又は農業の生産資材の貯蔵施設	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
倉庫	自家用で危険物を貯蔵しないもの	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
自動車教習所	倉庫業を営むもの	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
自動車教習所	畜舎で床面積合計が500m ² 以下	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
事務所等	巡回派出所・公衆電話所・その他公益施設等の公益施設を除く	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
工場等	危険性や環境悪化させるおそれが非常に少なく、作業場の床面積の合計が50m以下	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
工場等	危険性や環境悪化させるおそれがあるもの	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
自動車修理工場等で作業場の床面積の合計が50m以下	自動車修理工場等で作業場の床面積の合計が150m以下	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
自動車修理工場等	自動車修理工場等で作業場の床面積の合計が150m以下	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
危険物の処理・貯蔵施設	量の非常に少ないもの	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
農林漁業施設	量のやや多いもの	×	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○
(備考)	▲① 本表は海難撲滅法別表第2及びこれに基づく政令等を簡略化したものであるので、詳細な注文を参照すること。 *2 建物の愛着地が「上位の区域」にまたがる場合の適用範囲は、その過半の区域。地区的制限により決議が必要である。 *3 開発許可対象面積は町内面積3,000m ² 以上、1,000m ² 未満の場合は町内面積3,000m ² とする法律、農地法、森林法(保安林)、文化財保護法等の制限区域と重複している場合は、その法律の制限が優先される。 *4 土砂災害防止法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、森林法(保安林)	▲①	▲①	▲①	▲①